

第4回都区財政調整協議会幹事会（R8.1.6）

主な発言概要

本資料は第4回幹事会における協議内容について、区側の聞き取りにより作成したものです。

■ 財源見通しについて

【都】

財源見通しについて説明します。

財源見通しについては、前回の幹事会でお示した令和8年度の見込額から変動があったものについて説明します。

まず、基準財政収入額の見込みについてですが、

- ・軽自動車税環境性能割が、3億4千7百万円から、5千9百万円に、
 - ・軽自動車税種別割が、38億1千8百万円からゼロ円に、
 - ・新たな区分としての軽自動車税が、38億1千8百万円に、
 - ・利子割交付金が、172億4千4百万円から、173億7千4百万円に、
 - ・配当割交付金が、364億7千8百万円から、294億6千2百万円に、
 - ・株式等譲渡所得割交付金が、558億3百万円から、592億6百万円に、
 - ・地方消費税交付金が、2,842億8千6百万円から、2,846億9百万円に、
 - ・ゴルフ場利用税交付金が、4千1百万円から、4千2百万円に、
 - ・環境性能割交付金が、53億8千6百万円から、ゼロ円に、
 - ・地方特例交付金が、36億7千9百万円から、89億5千5百万円に、
 - ・地方揮発油譲与税が、31億8千8百万円から、27億1千5百万円に、
 - ・自動車重量譲与税が、106億3千9百万円から、108億7千9百万円に、
 - ・航空機燃料譲与税が、8億2千6百万円から、8億2千万円に、
 - ・森林環境譲与税が、11億9千8百万円から、12億1千5百万円に、
 - ・特別区民税特例加減算額が、マイナス219億7千6百万円から、マイナス220億2百万円に、
 - ・地方消費税交付金特例加算額が、260億9千3百万円から、261億2千3百万円となります。
- その結果、基準財政収入額の合計は、1兆6,658億4千万円から、37億7千6百万円減の1兆6,620億6千4百万円となります。

次に、基準財政需要額についてですが、計数整理等の結果により、数値の変動がありまして、2兆6,617億9千5百万円となります。

その結果、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた、令和8年度の普通交付金所要額は、9,997億3千1百万円となり、普通交付金の総額である1兆2,787億6千5百万円と比較して、2,790億3千4百万円下回っていることとなります。

最後に、令和7年度の財源見通しについては、前回幹事会でご説明した内容から変更はありません。

私からは以上です。

<都側提案事項>

■ 令和7年度再調整

【都】

それでは、令和7年度再調整に係る提案について申し上げます。

第3回幹事会でご説明しましたとおり、令和7年度における普通交付金の最終的な算定残は、約477億円となります。

この普通交付金の算定残に対する追加算定に当たっては、先の幹事会で、都側からは、将

来の財政負担を軽減するため、義務教育施設の新築・増築等に要する経費について、起債充当を行わないこととして算定すること、発生が危惧されている首都直下地震や、頻発化・激甚化する風水害に備え、災害時に避難所等となる公共施設の改築需要に係る経費を算定することを検討しているとお伝えしました。

また、区側からは、共同生活援助等事業に係る経費や第一子無償化への対応に係る経費などについて、算定すべきとの発言がありました。

これらを踏まえ、本日、お配りしている資料「令和7年度都区財政調整（再調整）東京都提案事項」を作成しました。

具体的には、区側から提案があった第一子無償化への対応や標準給単価等の見直しのほか、首都直下地震等に対する防災・減災対策としての公共施設改築経費など計6項目について、算定すべきと考えます。

令和7年度再調整に係る提案は以上です。

【区】

私から、ただ今ご提案のありました令和7年度再調整について、区側の見解を述べさせていただきます。

前回の幹事会においては、再調整で算定すべきその他の事業として、特別区の実態と大幅な乖離が生じている事業などを優先的に算定すべきであることを申し上げました。

今回示された都側提案を拝見いたしますと、区側から提案した項目について、一部盛り込まれておりませんが、いずれの項目も区の考え方とは一致するものとなっております。

また、都側から提案がございました、義務教育施設の新築・増築等に要する経費の算定についてですが、再調整での算定については、区間配分に与える影響に鑑み、慎重に検討する必要があると考えます。

そこで、令和7年度の普通交付金の財源状況を踏まえて確認したところ、都案は、区間配分への影響を一定程度考慮したものとなっております。

以上の点を踏まえ、令和7年度再調整については都側提案に沿って整理したいと考えます。

私からは以上です。

■ 特別交付金

【都】

私からは、特別交付金について発言いたします。

前回の幹事会において、区側から「算定項目『Cーイ』における算定方法の変更」に関して、変更案と論点メモが示されました。

区側の変更案については、都側の意見を踏まえたものであり、申請初年度から事業終了年度までの財調単価の平均を基に精算することで、財調単価の上昇及び下降を反映することが出来るため、妥当と考えます。

また、本件について、前回、区側から「今年度から適用することを求める」との発言がありましたが、今年度から適用することに都としても異論はありません。

私からは以上です。

【区】

都側から説明のありました、特別交付金について発言いたします。

まず、「交付率の変更等」について、第3回幹事会において、都側から「これまで区側が主張していた『算定の予見性が高まる』という点については見込むことができないと考える」との発言がありました。

算定項目「C-U」は原則となる交付率が、算定ルール上、何も明示されておらず、算定の予見性が一切担保されておりません。他の算定項目と同様、原則の交付率が算定ルールに明示されることで、交付率の基準が明確になり、区側での算定の予見性は高まるものと考えます。

また、これまでの協議でお伝えしたとおり、区側は算定の予見性の観点だけでなく、事務負担軽減、及び透明性、公平性の向上の観点も踏まえて、提案しております。

区側としては、本提案が、都区双方にとって、よりよい見直しになるものと考え、誠実に説明を行いました。しかし、都側に意図が十分には伝わらず、今回の協議で、都区双方の見解を一致させることは困難であると考えます。

区側は、今回の協議における都側の意見も踏まえ、今後も様々な観点から「交付率の変更等」について検証してまいります。

次に、「算定項目『C-I』の算出方法の変更」については、区側が当初提案した実績額での算定に代えて、都側の意見を踏まえた、申請初年度から事業終了年度までの財調単価の平均をもとに精算する、区側の変更案に沿った整理がされました。

今回、特別交付金の算定ルールの見直しについて、一定の整理ができましたが、次年度は、特別交付金の割合が6%になった後の算定結果が明らかになるため、あらためて、その影響の検証が必要と考えます。

算定ルールの見直しについて、引き続き、協議を行いたいと考えます。その際は、前向きな議論をお願いします。

私からは以上です。

■ 都市計画交付金

【区】

私からは、都市計画交付金について発言いたします。

今年度の協議においても、区側から、全都市計画事業の交付対象化、交付率の撤廃・改善、特別区の都市計画事業の実績に見合う財源の確保や、都市計画事業のあり方についての協議体の設置、といった提案を行いました。都側は例年同様の発言を繰り返すばかりで、議論を進展させることができませんでした。

各区に現状や課題などを個別に伺うのではなく、23区の代表者である我々との財調協議の場における議論に応じるべきです。

都市計画交付金については、引き続きの課題にせざるを得ませんが、特別区における都市計画事業の円滑な実施のためには、都区での議論が不可欠であると考えますので、都側の対応をお願いします。

私からは以上です。

【都】

ただいま、区側から、都市計画交付金について発言がありました。

都としても、特別区における都市計画事業の円滑な実施は重要であると考えており、今後も引き続き、適切に対応してまいります。

私からは以上です。

■ 高校生等医療費助成事業費

【区】

私からは、高校生等医療費助成事業費について発言いたします。

第3回幹事会において、一部自己負担金の区負担分について、少なくとも、都区の間で自己負担分の整理がされるまでの間は、財調上算定されるべきものと発言しました。

これに対して、都側から、「都の補助基準が都全域における『合理的かつ妥当な水準』である」との前回と同様の発言が繰り返され、一向に議論を進展させることができませんでした。

また、都側から、「特別区の実態として、都の補助基準の範囲内で事業を実施する区が存在しないことについては、都としても把握」と発言がありました。本事業における、都の補助基準が特別区におけるサービス水準を踏まえたものになっていないことを認識しているにもかかわらず、都の補助基準が「合理的かつ妥当な水準」であるという考えに固執し、さらに、区負担分2分の1の算定を合意したければ、修正案を提示するよう迫ってくる都側の姿勢は、真摯に協議に取り組んでいるとは言えず、遺憾です。

これまで述べたとおり、本事業における「合理的かつ妥当な水準」は、特別区域におけるサービス水準であるとの考えに変わりはありませんが、今回の協議では都区双方の見解を一致させることが困難であります。一方で、第2回幹事会において発言したとおり、区負担分2分の1について、基準財政需要額として算定し、合意すること自体には異論はありません。このため、都側の意見を踏まえた修正案をまとめておりますので、ご確認ください。

私からは以上です。

【都】

ただいま、区側から高校生等医療費助成事業費について、発言がありました。

区側の修正案については、事前にご提供いただき、内容を確認したところ、都側の意見を踏まえ、都の補助基準の範囲内で経費が設定されており、合理的かつ妥当な水準であることから、修正案に沿って整理したいと考えております。

私からは以上です。

■ 【態容補正】農漁業振興経費

【区】

私からは、【態容補正】農漁業振興経費について発言いたします。

前回の幹事会において、都側より「1世帯当たり経費の積算に当たっては、標準的な需要として妥当とは言えない経費が含まれているため、当該経費を除外する必要があると考えている。」との発言がありました。

都側の意見を踏まえ、1世帯当たり経費の精査を行いましたので、ご確認ください。

また、本修正案にて協議が整った場合は、漁業振興経費の算定廃止を踏まえ、事業名を農漁業振興経費から農業振興経費に変更したいと考えております。

なお、前回の幹事会において、積算対象事業及び対象外事業に係る区分別の主な事業について、区側より論点メモを提示し都区の認識を共有しました。

積算対象外として整理した区民農園や、農業まつり並びに農福連携事業等の実施区が一部に限られる事業、その他の積算対象事業に該当しない事業については、特別交付金の算定ルールに記載の「基準財政需要額の算定方法によっては捕捉されなかった特別の財政需要」に該当するものであることから、特別交付金により算定すべき事業であると認識しておりますが、都側の見解を伺います。

私からは以上です。

【都】

ただいま、区側から【態容補正】農漁業振興経費について、発言がありました。

区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、合理的かつ妥当な水準となっていることから、修正案に沿って整理したいと考えます。

なお、区側より、積算対象外の事業について、「特別交付金により算定すべき事業である」との発言がありました。都としても、各区において、基準財政需要額の算定方法によっては捕捉されなかった特別の財政需要と判断して申請される区の考えは理解しております。

しかしながら、特別交付金は特定の事項について算定することをあらかじめ約束するものではありません。また、法令の規定に基づき都と区で合意した算定ルールに則って算定されるものであり、本事業についても、同様に算定ルールに則って取り扱われるものと考えます。

私からは以上です。

【区】

ただいま、都側から本事業に係る特別交付金の算定に関する発言がありました。

区側としては、先ほど都側より「都としても、各区において、基準財政需要額の算定方法によっては捕捉されなかった特別の財政需要と判断して申請される区の考えは理解している。」との発言を踏まえ、積算対象外事業については、特別交付金の算定事由に合致するものと理解いたします。

私からは以上です。

■ 副食費の無償化（保育所等）

【区】

私からは、副食費の無償化（保育所等）について発言いたします。

第3回幹事会において、同じ副食費に係る経費であるにもかかわらず、3歳から5歳のみ、標準的な需要とはいえないと考える理由について伺いました。

これに対して、都側から、「3歳から5歳までの児童に係る副食費については、国制度において実費徴収とされていることから、無償化に係る経費については、標準的な需要とはいえない」と発言がありました。区側は理由を伺っているにもかかわらず、都側はこれまでの協議と同様の発言を繰り返すのみであり、一向に議論を進展させることができませんでした。こうした都側の姿勢は、真摯に協議に取り組んでいるとは言えず、遺憾です。

これまで述べたとおり、本事業は保護者負担軽減の観点から、全区で実施している状況にあります。また、特別区域を対象とした財調制度であることを踏まえれば、国の基準ではなく、特別区域におけるサービス水準により、算定すべきです。

こうした背景を踏まえると、本事業が「あるべき需要」であるかについて、引き続き都区で議論を続けていく必要があると考えております。

私からは以上です。

【都】

ただいま、区側から副食費の無償化について、発言がありました。

都側としては、副食費については、現行の国制度を反映した算定が標準的な需要であると考えております。

私からは以上です。

■ 投資的経費の見直しに伴う経常的経費への反映

【都】

私からは、投資的経費の見直しに伴う経常的経費への反映について、発言します。

前回の幹事会において、区側から示された修正案を確認いたしました。

まず、一部施設に係る標準事業規模の見直しにつきましては、今回の調査結果を踏まえた再設定が妥当であると考えます。

その他、各施設の経費につきましても、精査の上、再整理されており、合理的かつ妥当な水準であることから、修正案に沿って整理したいと考えます。

私からは以上です。

【区】

都側から、区側修正案に沿って整理する旨の発言がありました。

今回の経常的経費への反映では、公園内の公衆便所に係る維持管理経費については、協議が整わず次年度以降に公園維持管理費と一体的な見直しを検討すると整理されました。

一方、その他の施設については、特別区の実態を算定に反映するほか、標準事業規模の再設定も行うなど、昨年度の「投資的経費の見直し」から引き続き協議が一定程度整理できたと考えております。

今回整理した課題のほか、今後状況の変化等がある場合は、改めて協議していく必要があると考えておりますので、よろしく申し上げます。

私からは以上です。

■ 基準財政需要額のあり方

【区】

私からは、基準財政需要額のあり方について発言いたします。

第3回幹事会において、区側が算定を求めている特別区の単独事業について、基準財政需要額に反映しないことに対する都側の見解を伺いましたが、都側からは、「財調上の基準財政需要額の『合理的かつ妥当な水準』については、個々の事業・事務内容に即し、特別区の実態だけでなく、地方交付税の算入水準や類似団体の実態なども踏まえ、総合的に勘案して判断をしていくもの」との発言が繰り返されるのみで明確な回答はありませんでした。

財調制度は都と特別区の間のみ適用される制度であることから、「あるべき需要」の観点において、特別区の実態に適合した算定とすべきであり、地方交付税の算入水準や類似団体と比較して判断するものではありません。また、地方交付税で算定していない事業を算定している実態もあります。

このような中、特別区の区域における区民ニーズに応えるため標準的に行われている実態があり、基準財政需要額への算入も技術的に可能である特別区の単独事業を財調制度上、算定可否を明確にしないことには、疑問を抱かざるをえません。

今回は基準財政需要額のあり方、特に「あるべき需要」の考え方について協議しましたが、都区の見解を一致させるまでには至りませんでした。財調制度への共通理解を深められるよう、引き続き都区で議論して参りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
私からは以上です。

【都】

ただいま、区側から「特別区の区域における区民ニーズに応えるため標準的に行われている実態があり、基準財政需要額への算入も技術的に可能である特別区の単独事業を財調制度上、算定可否を明確にしないことには、疑問を抱かざるをえません。」との発言がありました。

都としては、財調上の基準財政需要額の「合理的かつ妥当な水準」については、個々の事業・事務内容に即し、地方交付税の算入水準や類似団体の実態なども踏まえ、総合的に勘案して判断をしていくものであると考えており、特別区の実態があることをもって、直ちに「合理的かつ妥当な水準」の論理的な説明になるとは認識しておりません。

大都市需要として論理的に説明できる需要について提案があれば、引き続き、真摯に議論すべきと考えております。

私からは以上です。

■ 財源を踏まえた対応

【区】

それでは、私から財源を踏まえた対応について発言させていただきます。

先程、都側より改めて令和8年度財源見通しが示されましたが、普通交付金の財源は、所要額に比べ上回る見込みであるとのことでした。

今回の協議においても、一部の事業で都区の考え方を一致させることができず、依然として需要額算定すべき事業が多く積み残っていると考えております。

一方で、各区では、高度経済成長期に建設された公共施設が一斉に更新の時期を迎えており、学校をはじめ、公共施設の多くは災害時における避難所に指定されていることから、老朽化対策は喫緊の課題となっています。

そこで、区側としては、現在の協議状況及び特別区の現状を勘案し、財源を踏まえた対応として、公共施設改築工事費の臨時的算定を提案いたします。

私からは以上です。

【都】

ただいま説明のありました区側提案について、都側の見解を申し上げます。

現在の協議状況及び高度経済成長期に建設された公共施設が一斉に更新の時期を迎える中、学校をはじめ、公共施設の多くは災害時における避難所に指定されていることから、老朽化対策が喫緊の課題となっていることを踏まえ、公共施設改築経費を臨時的算定すべきとの提案です。

先ほどの「令和7年度再調整」の協議でも申し上げておりますが、発生が危惧されている首都直下地震や、頻発化・激甚化する風水害に備え、災害時に避難所等となることから、必要な改築は適時行うことが求められるものと考えられます。

また、過去のリーマンショックによる減収への対応として、それ以前に臨時算定した改築経費が存在したことから、当該時期の年度事業量を0とすることで対応した経緯もあるため、区側の提案については、都側としても異論ありません。

なお、平成31年度財調協議で整理したとおり、公共施設改築需要の集中期の対応については、区側の検証により、財調上、過去の臨時的算定により対応が済んでいることが明らかになっています。

このため、今回の再調整及び臨時的算定についても、引き続き、費目別、標準施設別で臨時的に算定した額と年度事業量を都区双方で管理し、後年度の不況時の対応に資することとします。

私からは以上です。

■ 都側総括意見

【都】

それでは、私から、東京都の総括意見を申し上げます。

今年度の協議は、国や他の自治体から都区に対して厳しい目が向けられる中での財調協議となりました。

昨年末に公表された税制改正大綱においても、東京の財源を狙い撃ちにした地方税制度の改悪方針が示されており、今後の都区の財源への一層の影響が懸念されます。

都としての今回の協議のポイントは「既に算定している事項も含め、あらゆる観点から厳しく精査し、より一層の合理化を図っていく」ことでした。

財調制度は貴重な税金を財源とする制度であり、限られた財源を有効に活用するという、財政運営の基本的な視点から、不断の見直しを行うことが求められております。

しかしながら、都側提案の「環境計画推進費（行動計画等運営委員会）の見直し」などの項目について、今回合意に至ることができませんでした。私どもは、社会情勢が変化する中で適正な算定がなされているかなど、都として十分な議論を重ね、標準区の需要として適切か否かの視点で検討し提案しております。今回の協議では、算定と実態との間に乖離があることを区側が認識しているにも関わらず、早急に改善を図ろうという姿勢が示されませんでした。

また、区側から需要の増額を行う見直し案が多数提案され、財調算入すべきか否か、どのような水準で算入すべきかについて議論してまいりました。従来から申し上げており、今回の協議でも都側が一貫して申し上げてきたのは、基準財政需要額は、各区の決算額などの実態をそのまま算定するものではなく、各区が標準的な行政を行うために必要とされる額である、「あるべき需要」を算定するものということです。

そのためには、「合理的かつ妥当な水準」について、個々の事業・事務内容に即し、特別区の実態だけでなく、地方交付税の算入水準や国庫・都補助等の取り扱い等も踏まえ、総合的に勘案して判断をしていくことが重要と考えています。

今年度の協議において、都区で隔たりがある項目もありましたが、「投資的経費の見直しに伴う経常的経費への反映」などについては、都区双方がお互いに歩み寄り、合意することができました。

この間の協議の結果、財調制度を適切に運用するとの観点から、本日、幹事会をとりまとめることができましたことは、都区の信頼関係のもとで、議論を尽くした成果であると認識しております。

先ほど申し上げた税制改正大綱において示されている通り、固定資産税の収奪など税・財政の動向に注意を払う必要があります。現時点においては、国や他の自治体から向けられた厳しい目線には変化がなく、東京一極集中の是正について、声高に主張がなされております。今後も、不合理な見直しの動きに対応していく必要があると考えております。

都としては、都区でこうした認識を共有した上で、今後とも区側の皆様と真摯な議論を行って、財調制度の適切な運用に努めてまいりたいと考えております。

以上、都側の総括意見といたします。

■ 区側総括意見

【区】

(総括意見)

第1回幹事会において、首都直下地震への備えや、超高齢社会への対応などをはじめとした、大都市特有の膨大な行政需要など、特別区が果たすべき役割に的確に対応できるよう、常に需要に見合った算定としていく必要があるとの考えを申し上げたところです。

この考えを踏まえ、あるべき需要を適切に反映して、特別区の自主的かつ計画的な行財政運営が担保されるよう、真摯に協議に臨んでまいりました。

その結果、整理することができた提案も多かった一方で、「副食費の無償化（保育所等）」などの項目は、都区双方の見解が異なり、今回の協議では合意に至ることができませんでした。これらの課題については、来年度以降も引き続き、都区双方で取り組んでいくべきものと考えております。

(特別交付金)

「財調協議上の諸課題」のうち、「特別交付金」については、割合が6%に変更になったことを踏まえ、「交付率の変更等」、「算定項目『C-I』の算出方法の変更」といった、算定ルールの見直しを提案しました。まず、「交付率の変更等」については、都側からは前向きな見解は示されませんでした。

一方、「算定項目『C-I』の算出方法の変更」については、見直すこととなり、近年の建築資材の高騰等による工事費の増加に一定程度対応できるものと考えております。

区側としては、各区の安定的な財政運営や算定の透明性・公平性の向上のためはもとより、都区双方にとってより有益な内容になるよう、引き続き見直しに向けた議論を行いたいと考えております。

(都市計画交付金)

また、「都市計画交付金」については、これまでと同様の考えに基づき、交付率の見直しなどを提案しましたが、都側からは前向きな見解は示されず、踏み込んだ議論とはなりません。

区側として、課題の解決に向けた建設的な議論が必要との考えに変わりはありません。

(基準財政需要額のあり方)

次に、財調制度全般にわたる「基準財政需要額のあり方」について申し上げます。

今回は、昨年度の合意を踏まえ、今後、毎年度の協議を円滑に行っていくため、財調制度への共通理解を深められるよう、基準財政需要額の主な論点である、算定される需要の範囲「あるべき需要」と算定される需要の規模「合理的かつ妥当な水準」のうち、「あるべき需要」の考え方について、協議しました。

その他の個別の協議では、区側提案について、一定の提案事項を合意することができた一方、「あるべき需要」や「合理的かつ妥当な水準」の認識が一致せず、特別区の喫緊の課題であるにもかかわらず、協議を整えることができなかった事項もありました。

都区制度の根幹をなす財調整度の共通理解を都区双方で深めることは重要であり、「基準財政需要額のあり方」の協議について、次年度以降も、継続的に取り組んでいきたいと考えております。

(今後の協議に向けての認識)

最後に、今後の協議について区側の考えを申し上げます。

来年度の協議は、今年度の協議の積み残しの課題のほか、物価高騰の影響等により、景気動向が依然として不透明な厳しい状況での協議となります。

また、国において「偏在是正措置」の名のもとに、財調制度の原資となる固定資産税等の貴重な財源を奪おうとする不合理な税制改正が検討されており、その動きに対応していく必要があります。

引き続き、都と特別区のみ適用される財調制度が適切に運用されるため、特別区間の自主自律的な調整を行い、提案してまいります。都側におかれましても、様々な課題の解決に向け、前向きにご対応いただくようお願いいたします。

以上をもって、区側の総括意見といたします。